

長期間車検を受けていない自動車のリサイクル料金の扱いについて

2024年12月12日現在

質問 1

長期間車検を受けていない自動車とは、どのような自動車を指すのか？

回答 1

自動車リサイクル法第98条4号では、「再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた日から起算して二十年を経過した車台のリサイクル料金は特預金に転化し出えんできる」という条文に則り「特預金」に転化されます（以下、「20年時効」という）。この条文に該当する自動車を便宜上「長期間車検を受けていない自動車」と呼ぶこととします。

質問 2

リサイクル料金を預託していないが、時効対象となるのか？

回答 2

預託されていない車台は対象外です。

質問 3

20年時効が成立すると公道を走れなくなるのか？

回答 3

20年時効成立により、公道を走れなくなることはありません。
車検の状況につきましては、国交省陸運支局もしくは軽自動車検査協会事務所へご確認ください。

質問 4

自分が所有している自動車が対象か知りたい。

回答 4

車検証の「登録年月日/交付年月日」から20年を経過している自動車が対象です。
手元に車検証が無い場合は、車台番号、ナンバープレートがあれば、登録番号等を確認のうえ、国交省陸運支局もしくは軽自動車検査協会事務所へご確認ください。

質問 5

転化されてしまった自動車を廃車にする場合、再度、リサイクル料金の預託が必要なのか？必要であれば 2 重払いではないか？

回答 5

廃車をする際に、転化取消のお手続きができますので、二重にお支払いすることにはなりません。

質問 6

継続使用の申請はいつから可能か。

回答 6

転化対象月の 1 カ月前から申請可能です。

質問 7

申請してから手続きが完了するまでの期間はどれぐらいかかるのか

回答 7

1 カ月を目途に結果をご連絡します。

質問 8

転化された車台は自動車リサイクルシステムで確認できるか。

回答 8

自動車リサイクルシステムの大規模改造が本稼働する 2026 年から表示されます。

質問 9

継続使用申請の手続き方法を教えてほしい

回答 9

自動車リサイクルホームページの各種申請書式から継続資料通知書をダウンロードし、必要事項の記入、書類等を準備のうえ自動車リサイクルコンタクトセンターへ送付してください。

URL: <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>